

# 岐阜県公報

## 目 次

告 示

道路の供用開始

(道路維持課) 六一三<sup>ハ</sup>

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

(教育総務課) 六一四

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 六一四

正 誤

土砂災害特別警戒区域の指定中訂正

(砂 防 課) 六一四

## 告 示

岐阜県告示第四百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年九月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	岐南線	道路の種類	岐南線
路線名	岐南線	区 間	岐阜市東川手五丁目二番一 地先から 羽島郡岐南町徳田三丁目二五 八番地先まで
延長 (メートル)	一、〇九・〇	供用開始 の 期 日	平成 二四・九・三
備考 (区域又は 決定又は 変更の 年月日 の告知 はか)	平成 二四・九・三	備考 (区域又は 決定又は 変更の 年月日 の告知 はか)	平成 二四・九・三

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) (土曜日は翌日)

平成二十四年九月十一日

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第三号

事務局一般  
各教育機関

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年九月十一日

岐阜県教育委員会

委員長 土 屋 嶮

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第三条の二」に改める。

第一章第一節中第三条の次に次の一条を加える。

（文書作成の原則）

第三条の二 職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。

- 一 教育委員会規則の制定又は改廃及びその経緯
- 二 教育委員会の重要政策の決定又は了解及びその経緯
- 三 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
- 四 職員の人事に関する事項

附則

この訓令は、平成二十四年九月十一日から施行する。

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年七月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ほのぼの朝日ネットワーク
- 三 代表者の氏名 高井 道子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市朝日町浅井七三六番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、飛騨地区の地域住民に対して、介護、福祉、子育てなどに関する事業を行い、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

正 誤

（原稿誤り）

平成二十四年七月二十三日号外（一）土砂災害特別警戒区域の指定（岐阜県告示第三百

五十号）二三四頁上段の表中

椎倉東谷	山県市椎倉	次の図の
東川谷1	山県市伊佐美	次の図の

とおり	土石流	は	椎倉東谷	山県市椎倉	次の
とおり	土石流				

図のとおり	土石流	の、	高木谷	山県市高木
図のとおり	土石流			
			南ヶ洞川	山県市高木



平成二十四年九月十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社